

岡本の国会での質問

180-衆-憲法審査会-3号 平成24年03月22日

○岡本(充)委員 きょうは通告をしていない中で聞かせていただくので、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

きょう、それぞれ、二十とそれ以下に対してのさまざまな動向、つまり十八、十九と二十が違うのかということについて、法律、少年法の観点、それから消費者教育に関する、さまざまなトラブルに陥らないようにするそういった教育の重要性、こういったところが議論になったわけでありまして。

改めて確認をしたいんですが、法務省にまず聞きます。

十八、十九の者が再犯をする、もしくは、少年院等で教育をした結果、その再犯率が低いということをお先ほど主張されたんだろうと思いますが、一方で、二十、二十一というのは、それより上に比べてどういう傾向にあるのかということがもしおわかりであれば、つまり、二十を挟んで明らかに違っているのか、そうとも言えないのか、そういったことを、再犯率等でデータがあるのであれば、若年層についてのお話を聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、消費者トラブルに関することにつきましても同様でありまして、私がざっと考えるに、同じ成年であっても、消費者トラブルに巻き込まれる年齢層というのは、必ずしも若年だけが多いというわけではないような気もするわけでありましてけれども、その中でどういう傾向にあるのか。また、二十、二十一の者に対して、現にやはりそういう割合が高いのだというのであれば、その対策を何かとられているのであれば、それについてお答えをいただきたい。

消費者庁と法務省にそれぞれお尋ねしたいと思います。

○稲田政府当局者 ちょっと詳しい統計を持ち合わせておりませんので、少しラフな切り方になりますが、先ほど申し上げました若年の入所受刑者といいますのは、三十歳未満で刑務所に入った者を少年院の入院者と比較いたしました。逆に、それよりもっと上の年齢の者の資料は持ち合わせておりますが、三十歳未満をさらに細かく切った数字というのは持ち合わせておりませんし、多分、そこまでの統計はとっていないのではないかとこのように考えております。

ちなみに、三十歳未満とそれより上の年齢を含んだものとの比率を比較いたしますと、上の年齢の者の方が再入、つまり受刑者としてもう一度帰ってくる率はより高くなります。それは歴然とした、二〇%近い差が出てくる。五〇%を超える再入率のような数字にもなりますので、やはり若年の者の方が比較的、刑務所であっても帰ってくるのは低いということだけは言えるんだろうというふうに思います。

○松田政府当局者 先ほどちょっと御紹介をいたしましたわけでございますけれども、私どもの全国の消費生活センターから寄せられたトラブル、これの年齢別に一歳刻みのデータがあるわけがございます。それを見ますと、これはあくまで持ち込まれた数ということでございますけれども、総体としては、若年層というのはむしろ低い、一般論としては低いということでございます。

数字を端的に申し上げますと、一歳刻みなんですけれども、十八歳で〇・六、それから十九歳も〇・六、二十になって一・二%、二十一歳で〇・八%、二十二歳も〇・八%ということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、七十九歳までの全部の数字の平均が一・三%でございますので、二十の節目といっても、それほど高いということではないということでございます。

それから、対策はどうしているのかということでございますけれども、冒頭申し上げましたように、基本的に、高校までのところはやはり学校における教育が非常に大事であります。また、大学につきましては、先ほど文科省の方から御紹介がありましたような対応をしておりますけれども、ターゲット的にそれほど、十八、十九に絞ったそれ以上のものが消費者庁としてあるかということ、なかなか申し上げにくいところがあることは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○岡本(充)委員 済みません。今の数字の確認ですけれども、〇・六とか一・二と言われたのは、何を何で除した数字になりますか。

○大島会長 それでは、後でまた、データは直接岡本委員にお示ししてください。

○松田政府当局者 一歳ごとのトラブル件数が分子で、全体の持ち込まれたトラブル件数、数十万件、これが分母でございます。

○岡本(充)委員 後でいただきますけれども、その数字の出し方だと、結局、購入する者が多いか少ないかが年齢によって差がありますから、必ずしも、それをもって十八、十九を評価するということは適切ではないのではないかという趣旨で私は指摘をさせていただきたいと思います。